令和六年九月二日

京 都北区子どもの 権 利擁 護 委 員に関する規則 を公布す る。

東

山 田 加

東

京都北区長

奈

子

東 京 都 北 区 規 則 第 七 + \equiv

東 京 都 北 区 子 تلح ŧ \mathcal{O} 権 利 擁す 護三 委 員 に 関 す る

規

則

号

趣り 旨し

第 条 $\sum_{}$ \mathcal{O} 規 則 は 東 0 京 都 北 区 子 ど t \mathcal{O} 権 利 と 幸 せ 12 関 す る 条 例 第点 $\overline{}$ 令 <u>ー</u>り 項言 和 六 年 三 に 月

東 京 都 北 区 条 例 第 三 号 以 下 \neg 条 例 _ と 擁゚い 護こい ま す 0 $\overline{}$ 第 + 兀 \mathcal{O} 規 定

基 ま す づ 0 き 設 \mathcal{O} 置 仕 す 事 る 等 東 に 京 都 0 1 北 て 区 子 ど 条 例 ŧ で \mathcal{O} 定 権 \Diamond 利 る \$ \mathcal{O} 委 員 \mathcal{O} ほ 以 カン 下 必 要 権 な 利 事に擁着条 項言 護三 を 委 定 員 8 る と t 11 \mathcal{O} 1

لح L ま す

権 利 擁き 護三 委 員 会 議

第

次 に 定 \Diamond る 事じ 項音 に 0 1 7 協 議 す る た \Diamond 権 利 擁す 護ご 委 員 全 員 で 構 成 す る 権

擁す 護三条 委 員 会 議 を 置 き ま す

権

利

擁す

護三

委

員

 \mathcal{O}

仕

事

 \mathcal{O}

方

針

に

関

す

る

ک

と

権 利 擁す 護三 委 員 \mathcal{O} 活 動 状: 泥土 \mathcal{O} 報 告 に 関 す る

三 前 擁き 号 護三 に 定 \Diamond る ŧ \mathcal{O} \mathcal{O} ほ カン 擁き 護三 権 利 擁ら 護ご 委 員 \mathcal{O} 仕 事 に 擁き 関 護三

を 定 \Diamond る t \mathcal{O} と L ま す

2

権

利

委

員

会

議

に

代

表

権

利

委

員

を

置

き

権

利

委

員

 \mathcal{O}

五三 が

選せん

に

ょ

り

れ

L

協

議

必

要

な

لح

3 あ 代 6 表 か じ 権 利 \Diamond 代 擁り 表 護ご 委 権 利 員 擁す 12 事 護三 委 故 員 が \mathcal{O} あ 指 る 名 لح す き ま る 権 た 利 は 擁す 代 護三 表 委 権 員 利 が 擁り ` 護三 そ 委 \mathcal{O} 員 仕 が 事 欠 を け 代 た 理 と き L は

ま す 0

利

5 4 前が 権 各水 利 項音 擁す 護三 定 委 \Diamond 員 る 会 ŧ 議 は \mathcal{O} \mathcal{O} ほ 代 か 表 権 権 利 利 擁は 擁を 護三 護三 委 員 委 員 が 会 招 議 集 す \mathcal{O} 運 る 営 ŧ

 \mathcal{O}

لح

L

ま

す

関

L

必

要

な

事じ

項5

は

代

表 権 利 擁す 護』に 委 員 が 定 \Diamond る ŧ \mathcal{O} と L ま す に

第 三 号 様 条 身 式 分 権 証 利 明 を 常 擁す 書 に 護三 \mathcal{O} 携り 委 携い 帯に 員 行き は L 事 権 案 利 \mathcal{O} 擁り 関 護ご 委 係 者 員 \mathcal{O} カン 6 仕 求 事 \Diamond を 行 5 う n た 場 と 合 き は 身 分 証 n 明 書 を 提

别

記

第

示

L

な

け

第 談 兀 補 条 助 員 権 利 擁。 権 لح 護ご 1 1 委 ま 員 す \mathcal{O} 0 仕 $\overline{}$ 事 を を 置 補 き 佐 ま す す る た \Diamond 子 ど ŧ \mathcal{O} 権 利 相 談 補 助 員 以 下

n

ば

な

ŋ

ま

せ

W

子

ど

ŧ

 \mathcal{O}

利

相

談

補

助

員

 \mathcal{O}

設

置

第 五 条 子 擁き ど \$ そ \mathcal{O} 子 تلح ŧ に 関 扱っ 第に 係 __ 12 \mathcal{O} 項音 あ る 人 を S 要す < 請はみ ま す 同さ 項言は 条 例 第 + 六

立 以 書 下 别 要す 記 第 請せ ま 号 た 様 は 式 意 擁り 見 護ごに \mathcal{O} ょ 表 ŋ 明 権 利 と 擁き 1 護さい 委 ま 員 す に 対 L を 行 う 申 <u>\f</u> 7 لح を を 行 求 わ \Diamond な る け 場 合 n ば に な は

相 談 補 助 員 は 前が 項音 \mathcal{O} 申 立 7 が あ 0 た 場 合 に は 当 該 申 立 て \mathcal{O} 趣。 旨し ` 内 容 等 に

2

申

立

7

を

行

う

ک

لح

が

で

き

ま

す

1)

ま

せ

W

た

だ

L

権

利

委

員

が

特

に

必

要

が

あ

る

لح

認

8

る

場

合

は

 \Box

頭

に

ょ

る

申

明

 \mathcal{O}

規

定

に

ょ

ŋ

条

例

第

+

兀

条

第

三

号

 \mathcal{O}

ま

た

は

第

兀

뭉

 \mathcal{O}

意

見

 \mathcal{O}

表

条

権

利

護ご

委

員

^

 \mathcal{O}

申

立

7

 \mathcal{O}

取り

l,

相

3

委 0 員 1 لح て 聞 協 議 き 擁り す 取 護ご る ŋ ŧ を \mathcal{O} 行 لح 1 L ま 事 す 案 0 \mathcal{O} 概が た だ 要与 L お ょ 権 び 利 間 擁り 題 護三の 委 所 員 在 が を 整 必 要 理 لح L 認 た \Diamond 上 で る 場 合 権 に 利

は

擁す

護ご

直 接 権 利 擁す 権 護三利 委 員 は 委 員 子 が ど 聞 t き が 取 子 ŋ ど を 行 ŧ \mathcal{O} う ک 権 لح 利 \mathcal{O} が 侵心 で 害が き を ま 受 す け 7 1 る と き そ \mathcal{O} 他 子 ど

 \mathcal{O} 権 利 を 保 障 す る た \Diamond に 必 要 が あ る と 認 \Diamond る と き は 条 例 第 + 兀 条 第点 <u>_</u> k 項音 第

で き ま す

号

12

規

定

す

る

調

査

お

ょ

び

調

整

以

下

_

調

査

等

と

11

1

ま

す

を

開

始

す

る

لح

が

ŧ

調 査 等 を わ な 1 場 合

第

六 条 権 利 擁。 行 護ご 委 員 は 前 条 第元 <u>ー</u>り 項言 \mathcal{O} 申 立 7 が 次 \mathcal{O} 1 ず れ カン 12 当 7 は ま る と き

対 調 象 査 外 等 を 诵 行 知 わ 書 な 别 1 ک 記 第 三 が 号 で 様 き 式 ま す 12 ょ ŋ \mathcal{O} 場 当 合 に 該 申 お 立 11 7 7 を 行 権 利 0 た 擁す 者 護三 に 委 通 員 知 は す 調 る t 杳 \mathcal{O} 等

 $\sum_{}$

と

لح L ま す

実 際 に 裁 判 で 争 0 て 11 る 場 合 ま た は す で に 裁 判 所 に お 1 7 判 決 等 が あ 0 た 場

合

具 体 的 な 権 利 侵ん 害がい が な 1

場

合

三 前 号 に 定 \Diamond る ŧ \mathcal{O} \mathcal{O} ほ か 権 利 擁す 護ご 委 員 が 調 査 等 を 行 う 必 要 が な 1 لح 認

 \Diamond

る 場 合

調 査 等 \mathcal{O} 意 向 \mathcal{O} 確 認

は

2 第 子 に 七 \mathcal{O} 前が 当 条 ど 0 事 項音 ŧ 1 \mathcal{O} 7 者 \mathcal{O} 権 規 意 で 利 事 擁な 定 向 あ に \mathcal{O} 前 る 護三 カン 確 に 子 委 カン 認 当 ど 員 が 該 わ ŧ は 5 子 カン 難 ず ど 5 調 L 1 ŧ 查 \mathcal{O} 等 子 場 \mathcal{O} 申 تلح 合 意 $\frac{1}{\sqrt{1}}$ を 4 は て 行 向 が を に う 置 そ 場 ょ 確 カン 認 \mathcal{O} る 合 れ 保 L ŧ 12 7 護 な \mathcal{O} お 者 1 け で 1 る \mathcal{O} n な 7 状。 意 ば 1 況: 向 な と 当 き を り 該 築 確 ま は 調 を 認 せ 査 考さ す λ 調 等 慮』 る 査 \mathcal{O} L ŧ た 等 実じっ だ を 施し \mathcal{O} 権 L 行 が لح 利 う 調 L 擁る 当 杳 ま 護三 該 と 等 す

3 兀 等 号 を 権 様 利 行 う 式 擁す ۲ 護三 と に 委 ょ 員 が ŋ は で き 関 ま 事 係 案 す 者 \mathcal{O} 等 解 に 決 に あ 5 必 カン 要 ľ が \Diamond あ 通 る 知 場 合 L た に 上 で 調 査 当 等 該 実じ 関 施し 係 通 者 知 等 書 に $\overline{}$ 別 説 明 記

必 要 な 協 力 を 求 8 る لح が で き ま す

求

 \Diamond

そ

 \mathcal{O}

保

有

す

る

関

係

書

類

そ

 \mathcal{O}

他

 \mathcal{O}

記

録

 \mathcal{O}

閲え

覧な

ま

た

は

写

L

 \mathcal{O}

提

出

を

求

 \Diamond

る

ほ

か

を

第

調

査

等

 \mathcal{O}

中

委

員

が

必

要

が

あ

る

لح

認

8

る

لح

き

は

当

該

子

تلح

ŧ

ま

た

は

保

護

者

 \mathcal{O}

意

向

に

ょ

ら

ず

調

査

2 第 لح 子 八 ま ど た 11 権 条 ŧ 利 1 は ま 擁す 調 権 す そ 護三 査 利 0 \mathcal{O} 委 等 擁き 保 員 護生止 \mathcal{O} に 護 は 必 委 者 要 員 調 そ 前が が は 査 な \mathcal{O} 項音 等 他 \mathcal{O} 調 1 中 \mathcal{O} 中 と 査 止 認 等 調 止 査 を 通 \Diamond \mathcal{O} 行 知 等 る 開 書 に う と 始 係 場 き 後 別 る 合 に は 記 関 に 第 係 お 調 権 者 五 利 査 11 号 て 等 侵ん 様 次 を 害が 式 条 申 中 \mathcal{O} に 立 止 事 に お 者 す 実 ょ が 1 る n て 当 確 通 該 と 認 知 調 申 が で す 査 立 で き る 等 7 き な 関 に ŧ ま 11 \mathcal{O} 係 係 す と る と 者 き

L

ま

す

調 査 等 \mathcal{O} 擁。終。 了』

第 九 条 権 利 護ご 委 員 は 調 査 等 が 終 了。" L た 場 合 は 調 查 等 結 果 通 知 書 别 記 第

六 号 様 式 に ょ り 調 査 等 関 係 者 に 通 知 す る ŧ \mathcal{O} لح L ま す

要よ 請い \mathcal{O} 取り 扱っ

第 十 条 権 利 擁ら 護三 委 員 は 調 査 等 \mathcal{O} 結 果 子 تلح ŧ \mathcal{O} 権 利 \mathcal{O} 侵ん 害が か ら \mathcal{O} 救 済 を 図 る た

2 \Diamond 権 特 利 に 擁す 必 護三 要 委 が 員 あ は る لح 認 項う 8 \mathcal{O} る 規 場 定 合 に は ょ り 要す 請け 要り 請ぃ ま ま た た は は 意 意 見 見 \mathcal{O} \mathcal{O} 表 表 明 明 を を 行 行 う う 場 と 合 が は で き 第 ま す

条 に 規 定 す る 権 利 擁す 員 会 議 に ょ る 合 議 ょ 5 な け れ ば な り ま せ W

請り 権 利 擁す 護三 委 員 は ` 第『護』前』 一ち委 項音 \mathcal{O} 規 定 12 ょ り 要步 請いに ま た は 意 見 \mathcal{O} 表 明 を 行 う 場 合 は

3

4

請い

権 ま 利 た 擁り は 護三 意 委 見 員 \mathcal{O} 表 は 明 第烷に 一ヶ係 項き る \mathcal{O} 当 事 規 定 者 に 12 ょ 対 し り 要す 7 請り 事 ま 前 た に は 予 意 告 見 し \mathcal{O} な 表 け 明 n を ば 行 な う り 場 ま 合 せ は W 0 要す

意 見 表 明 通 知 書 别 記 第 七 号 様 式 に ょ ŋ 事 前 に 区 長 に 通 知 を す る ŧ \mathcal{O} لح

L ま す

委 任

第 + は 区 条 長 ک が 定 \mathcal{O} 8 規 ま 則 す に 定 \Diamond る ŧ \mathcal{O} \mathcal{O} ほ カン 権 利 擁 護 委 員 \mathcal{O} 仕 事 等 に 関 L 必 要 な

事じ

項音

付 則

 \mathcal{L} \mathcal{O} 規 則 は ` 令 和 六 年 九 月 + 日 カン 5 施し 行う L ま す

0

要

(表)

身分証明書

職 名 東京都北区子どもの権利擁護委員

写真

氏 名

上記の者は、東京都北区子どもの権利と幸せに関する条例第24条第1項に規定する東京都北区子どもの権利擁護委員であることを証明します。

発行年月日

年 月 日

有効期限

年 月 日

東京都北区長

囙

(裏)

東京都北区子どもの権利と幸せに関する条例(抜粋)

(子どもの権利擁護委員)

- 第二十四条 区は、子どもの権利の侵害からの適切かつ速やかな救済を図るために、東京都北区子どもの権利擁護委員(以 下「権利擁護委員」といいます。)を置きます。
- 2 権利擁護委員は、次に定める仕事を担当します。
 - 一 子どもの権利の保障についての相談に応じ、必要な助言および支援をすること。
 - 二 子どもの権利の保障についての必要な調査および調整をすること。
 - 三 子どもの権利の侵害からの救済のため関係者に要請をすること。
- 四 子どもの権利侵害を防ぎ、または子どもの権利を保障するための意見の表明をすること。
- 五 子どもの権利侵害からの救済と子どもの権利の保障についての理解を広めていくことおよび関係者との協力の推進に 関すること。

3~5 (略)

6 権利擁護委員は、仕事において、知り得た秘密をもらしてはなりません。その職を退いた後も同様とします。

年 月 日

東京都北区子どもの権利擁護委員 あて

申立者 住 所

氏 名

電話番号

申 立 書

東京都北区子どもの権利擁護委員に関する規則第5条の規定により、下記のとおり申し立てます。

	住所			
権利侵害を受	氏名			
けたと思われ る人	年齢		申立者と の関係	
	関係する学			
	校、施設等			
申し立てるこ	□ 条例第24条第2項第3号の要請 □ 条例第24条第2項第4号の意見の表明			
ك				意見の表明
求める要請・意				
見の表明の内				
容				
申立ての原因				
の事実及びそ				
の事実の年月				
日				

他の機関等への相談状況	
備考	

第3号様式(第6条関係)

年 月 日

様

東京都北区子どもの権利擁護委員 印

調查等対象外通知書

年 月 日付け申立書による申立てについては、東京都北区子どもの権利と幸せに関する条例第 2.4 条第 2.5 第 2.5 号の調査および調整をしないこととしますので、通知します。

記

調査および調整をしない理由

第4号様式(第7条関係)

年 月 日

様

東京都北区子どもの権利擁護委員 印

調査等実施通知書

子どもの権利の侵害について、下記のとおり東京都北区子どもの権利と幸せに関する条例第24条第2項第2号の調査および調整をしますので通知します。

- 1 子どもの権利の侵害についての概要
- 2 調査および調整をする理由
- 3 調査および調整の内容
- 4 備考

第5号様式(第8条関係)

年 月 日

印

様

東京都北区子どもの権利擁護委員

調查等中止通知書

下記の子どもの権利の侵害についての東京都北区子どもの権利と幸せに 関する条例第24条第2項第2号の調査および調整を中止しましたので通 知します。

- 1 子どもの権利の侵害の概要
- 2 中止の理由

第6号様式(第9条関係)

年 月 日

様

東京都北区子どもの権利擁護委員 印

調查等結果通知書

下記の子どもの権利の侵害についての東京都北区子どもの権利と幸せに 関する条例第24条第2項第2号の調査および調整が終了しましたので、 その結果を通知します。

- 1 子どもの権利の侵害の概要
- 2 調査および調整の結果

第7号様式(第10条関係)

年 月 日

東京都北区長 様

東京都北区子どもの権利擁護委員 印

要請・意見表明通知書

下記の子どもの権利の侵害についての東京都北区子どもの権利と幸せに 関する条例第24条第2項第2号の調査および調整の結果、要請・意見の表明 をしますので、通知します。

- 1 子どもの権利の侵害の概要
- 2 要請・意見の表明の内容
- 3 要請・意見の表明の時期

令和六年九月二十六日

京 都 北区 生 活保 護 法 施行 細 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を 公 布す る。

東

山 田 加 奈 子

東 京

都

北

区

長

東 京 都 北 区 規 則 第 七 + 兀

号

東 京 都 北 区 生 活 保 護 法 施 行 細 則 \mathcal{O} 部 を 改 正 す る 規 則

東 京 都 北 区 生 活 保 護 法 施 行 細 則 昭 和 兀 + 年 三 月 東 京 都 北 区 規 則 第 八 号 \mathcal{O} 部

を 次 \mathcal{O} ょ う に 改 正 す る

第 _ 条 \mathcal{O} 中 _ 進 学 準 備 給 付 金 _ を 進 学 • 就 職 潍 備 給 付 金 _ に 改 \Diamond る

第 \equiv 条 第 項 中 _ 写 _ を 写 L _ に 改 \Diamond 同 条 第 三 項 中 第 号 カン 6 を 第 \equiv

号 及 び _ に \neg 写 を 写 L _ に 改 \Diamond る

第 第 七 条 第 項 中 写 を \neg 写 し _ に 改 \Diamond る

+ 部 分 条 中 \mathcal{O} 見 _ 進 出 学 L 準 を 備 給 付 進 金 学 _ • を 就 職 \neg 進 準 学 備 給 就 付 職 金 準

_

に

改

 \Diamond

同

条

第

項

各

号

列

記

以

備

給

付

金

 \sqsubseteq

に

改

 \Diamond

同

項

第

号

中

書

12

改

 \Diamond

同

条

支

給

決

定

通

知

付

改

8

同

項

第

号

外

 \mathcal{O}

_

進

学

準

備

第

項

中

中

_

進

学

潍

給 付 金 申 請 書 を 進 学 • 就 職 準 備

備 給 付 金 決 定 調 書 _ を \neg 進 学 就 職 準 給 付 備 給 金 付 申 金 請 書 決 定 調 に

 \neg 進 学 潍 備 給 付 金 \mathcal{O} _ を 進 学 就 職 準 備 給 付 金 \mathcal{O} _ に 進 学 準 備 給

書 金 支 給 に 改 \Diamond 不 支 る 0 給 決 定 通 知 書 を \neg 進 学 就 職 準 備 給 付 金 支 給 不

别 記 第 + 兀 号 様 式 中 世

+ 三 号 様 式 を 次 \mathcal{O} ょ う に 改 \Diamond る

を

_

仲

 \subset

に

改

8

る

別

記

第

<u>-</u>

年 月 日

就労自立給付金申請書

東京都北区福祉事務所長 殿

申請者 住所又は居所

氏 名 個人番号

下記のとおり、相違ありませんので、就労自立給付金の支給について必要書類を添えて申請します。

記

- 1. 保護を必要としなくなった理由
- 2. 添付書類
- 3. 世帯構成員

٠.				
	氏 名	性	別	生 年 月 日
				年 月 日 (歳)
Ī				年 月 日 (歳)
				年 月 日 (歳)
Ī				年 月 日 (歳)
				年 月 日 (歳)

- 4. 公金受取口座の利用について(どちらか1つを選択してください。)
 - □ 利用する □利用しない

※上記で「利用しない」を選択した場合は、原則、保護費の振込先口座へ給付金が振り込まれます。

なお、上記で「利用しない」を選択した場合で、かつ、保護費の振込先口座以外の 口座への振込みを希望する場合は、別途お申し出ください。

進学•就職準備給付金申請書

東京都北区福祉事務所長 殿

申請者 住所又は居所 (進学する者又は就職する者)

氏名 個人番号

進学・就職準備給付金の支給について、次のとおり関係書類を添えて申請します。

			日上					
1	世帯主の氏名							
2	申請者の生年月日		年	月	日			
3	進学・就職する先(大学等名	、会社名等)						
	名 称_							
4	進学・就職後の居住先(ックを入れてく	ださい。)				
	□ 進学・就職前の住宅	言じ						
	□ 転居により進学・就職	前と異なる住居に	居住(居住	(予定)地を記	載してくださ	(V) ₀)	
	居住(予定)地							
5	就職の場合、おおむね6月	以上最低限度の	生活を維持する	るために必	必要な収力	を得ることか	žį	
	できると見込まれる理由							

- 6 関係書類
- (1) 進学の場合
 - ① 入学手続に着手していることが確認できる書類として、以下のいずれか
 - ・入学金を納付したことを証明する書類の写し
 - ・入学金延納(進学後に納付すること)を申請した書類の写し
 - ・入学金等の納付が不要な場合、進学先に提出する誓約書、進学先が発行する入学手続が 完了したことを証明する書類等の写し等
 - ② 進学に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書等の写し等
 - ③ その他支給決定に当たり必要な書類
 - ※ 上記の書類を申請時に準備できない場合については、進学する学校の合格通知書、賃貸借契約の 見積書の写し等を添付した上で、後日、大学等に入学するまでにこれらの書類を提出してください。
- (2)就職の場合
 - ① 就職する見込みであることが確認できる書類として、以下のいずれか
 - ・内定通知書、事業主の発行する就職証明書等
 - ・個人事業主の場合、個人事業の開業届の写し
 - ・その他確実に就職先に就職することを証する書類
 - ② 就職に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書等の写し等
 - ③ その他支給決定に当たり必要な書類
 - ※ 上記の書類を申請時に準備できない場合については、就職先の内定通知書、賃貸借契約の 見積書の写し等を添付した上で、後日、就職するまでにこれらの書類を提出してください。

※ この給付金においては公金受取口座登録制度が適用さ場合は、本給付金振込先の記載及び通帳の写し等の書	
金融機関名(該当する金融機関の種	銀行・信用金庫・信用組合 重類に○をしてください。)
支 店 名	支店 (ゆうちょ銀行除く。)
記 号 支店 預金種類 □ 普通預金 □ 当座 (該当する口にチェックを入れ	(ゆうちょ銀行のみ記載) E預金 1.てください)
口座番号 (カナ)	(右につめてご記載ください。)
口座名義人	一
**上記以又店名•日座番方•日座名義人》#	確認できる通帳の写し等の書類を添付してください。

7 進学・就職準備給付金振込先(申請者名義の口座に限ります。) 公金受取口座 □ 利用する □利用しない

に 業 を 定 瘇 鱷 别 箈 M 進 卌 記 _ 车 翀 第 24 就 ④ • に 決 就 + 靈 筱 定 凝 七 _ 灩 業 号 進 痽 业 様 を 箈 箈 式 加 に え 改 拿 拿 中 8 令 緗 \neg 決 卓 進 \neg _ 霥 進 定 仦 進 直 業 を _ 業 ₩ 徧 \neg 痽 光 に 慾 嶣 箈 \sqsubseteq 业 拿 就 拿 余 \mathcal{O} \neg 靈 失 ④ 次 進 4 12 业 緗 定 _ 業 鵬 卓 _ \bowtie 徧 卌 を _ に H 箈 就 车 進 を 业 凝 余 • 光 決 嶣 涶 _ 就 定 崇 翀 凝 襛 業 • を 半 _ 戟 瘟 箈 凝 瘇 を 谽 车 進 業 车 ₩ 進 ④ 瘟 金 筱 业 失 绺 49 • 定 车 _ \mathcal{O} 就 直 ④ 凝 決 に 次

就 乾 凝 别 霟 業 業 記 第 徧 瘟 箈 箈 车 车 + **金** ④ 八 14 号 $\forall H$ 箈 様 式 に \forall 中 州 嶣 箈 進 $\overline{}$ 业 业 決 業 準 瘟 定 痽 箈 闽 箈 拿 出 拿 ④ 卌 偢 7 _ 洲 に 箈 を k進 洲 渔 业 翀 箈 準 就 決 瘟 靈 箈 定 業 车 漸 痽 金 至 箈 卌 4 _ __ 车 옋 を を H 進 進 に 徘 觘 改

改

 \Diamond

る

付則

 \Diamond

る

この規則は、公布の日から施行する

1

施

行

期

日

(経過措置)

2 な \mathcal{O} お 規 使 定 \mathcal{O} 用 に 規 す ょ 則 る ŋ \mathcal{O} ک 調 施 لح 製 行 が L \mathcal{O} で た 際 き 用 る 紙 \sum_{i} で \mathcal{O} 現 規 に 則 残 12 存 ょ す る る 改 ŧ 正 \mathcal{O} 前 に \mathcal{O} 0 東 11 京 て 都 は 北 X 生 所 要 活 \mathcal{O} 保 修 護 正 法 を 施 加 行 え 細

則